

# 研究ノート

# 「研究ノート」

## 子育て支援の取り組みの実態～会津地域の事例から～

会津大学短期大学部 准教授 郭 小蘭

### 1. はじめに

子育てにとって、児童手当の補助や保育施設の整備などは、親の子育ての負担を軽減し、子育て中の親に心理的な安心感をもある程度与えることができ、喜ばしい取り組みである。保育所の特別保育事業は親の就労の安定に役立つもので多くの親に歓迎されている。一時保育の利用者と保育園の利用者の両方が「保育園制度を中心とした福祉制度の利用欲求は高い傾向にある」<sup>3)</sup>と報告されている。

ところが、子どもの心身の健やかな成長という視点から保育所の特別保育事業をみて問題がないだろうか。問題があるならば保育所はどのような工夫をして問題の改善に取り組んでいるのだろうか。

保育所は家庭保育の補完という役割があるが、親の子育ての肩代わりをすることはできない。子どもの最善の利益という視点に立って考える場合、子どもは保育所の特別保育事業を利用せずに親と一緒に過ごせることができれば理想であろう。病後児保育では、子どもは本来安心できる存在である親の傍で安静にしたいであろう。休日保育では、自分の好きなことができ、気分を一新することも必要である。延長保育では、保育園で過ごす時間が長くなり、乳児の場合は特に不安定になりやすいという研究報告<sup>3)</sup>がある。そのような場合、保育士は子どもが母親から離れることからくる不安、体の疲れをよく理解しているので、このような問題をどのように認識し、実際にどのように子どもの視点に立って親に声をかけたり、子どもを守ったりしているのだろうか。特別保育事業を実施している現場の声をまず聞いてみようと考えその実態を把握しようとした。

研究を始めた当初は特別保育事業を利用者側の視点から観る、つまり、親と子どもに聞くことを企画し、準備をしていたが、①個人の事情にかかわることでのプライバシーの問題、②利用者の親は忙しく面談に応じる時間の確保が困難、③子どもに聞く場合には、質問内容の聞き方が難しいことや信頼関係のない人に聞かれることになるので答えてくれないこともあるなどの理由により、直接親子に聞くことが難しいことから、今回は保育者に質問する内容の中で「親にとって」、「子どもにとって」という項目を入れ、間接ではあるが、研究を始めた当初の考えを反映させようとした。

筆者の視点は次のとおりである。①特別保育事業は利用者の親が少しでも安心して仕事ができるようにするための支援という意味で大いに社会に貢献している。特に感染症にかかった病児の病後保育においてはこの利点がはっきり見られるだろう。②保育所利用によって親は育児に関する相談をしやすくなり、子育てで孤立しがちな家族が社会とのつながりをもつことにつながる。③乳幼児期にゆったりじっくり親とかわることを通して、親子の絆を形成していくのであるが、特別保育事業の普及によって親子の時間が減少することにつながり、親子の絆に影響を及ぼすことがないだろうかということ。親は、子育ての中で苦労と喜びを味わいながら、はじめて親として成長していくと考えるが、子育ての時間が減ることは親にとって本当によいのだろうか。私的な理由による一時保育を多く利用する場合は親子の絆は大丈夫だろうか。④一時保育や病後児保育の一日の費用は約2,000円。1週間利用した場合は14,000円の経費が必要となる。本当に困っている家庭の多くは経済的なゆとりがない家庭である。費用という視点からみても保育所の特別保育事業だけでは親の子育ての負担感が完全に軽減されることは難しいだろう。親が子どもをゆっくり保育できるような社会になるようにもっと企業に理解を求める政府の動きが必要ではないか。一方、⑤休日保育、

延長保育により勤務が不規則になる保育士および保育士の家族にしわ寄せをしていいだろうか。保育士にもゆとりが必要ではないかということである。

## 2. 目的

今回、上述したような考え方にもとづいて質問内容を作成した。そして、会津地域（会津若松市、喜多方市）で病後児保育、休日保育、延長保育、一時保育を行っている5つの保育所を訪問して、保育所の子育て支援の取り組みの現状を聞き、保育所の子育て支援の利点と課題を把握することを目的として聞き取り調査を実施した。

## 3. 実施内容と方法

### (1) 調査対象

調査対象は実際に特別保育を担当している保育士と看護師である。

#### ①病後児保育

A園の保育士とB園の看護師および保育士、計3名に聞いた。

ア. A園：病院併設の病後児保育所。市の委託事業である。保育所は病院の隣にある。

イ. B園：通常保育も行っている病後児保育室。市の委託事業である。病後児保育室は通常保育室と分けている。

#### ②休日保育

C園の保育士とD園の保育士、計2名に聞いた。

ア. C園：通常保育も休日保育も行っている保育所。国の補助金を受けているが、市の委託事業ではない。

イ. D園：事業所内の託児所。通常保育も休日保育も行っている。第3子以降の子どもの場合は市の補助金を受けている。市の委託事業ではない。

#### ③一時保育と延長保育

E園の保育士2名に聞いた。

ア. E園：通常保育のほかに一時保育、延長保育も行っている。国の補助金を受けている。

#### ④対象とされる5つの保育所の選定基準

ア. 特別保育事業を実際に行っている。

イ. 筆者と友好的な人間関係が形成されている保育園である。

この2点は事例を通しての聞き取り調査に必要な配慮であると思われる。

## 4. 実施方法

電話で研究の趣旨、質問内容、所要時間（約1時間）、公表の方法（研究報告書に掲載する）を知らせた上で協力を依頼し、快く引き受けていただいた。実施可能な日時について電話で調整した上で訪問日に筆者が直接保育園に出向いて事務室でインタビューを行った。

## 5. 実施期間と分析方法

平成 20 年 4 月 28 日から 5 月 12 日までの 2 週間である。今回は研究ノートなので、統計処理を行わない。

表 1 聞き取り調査用の質問項目

Q1 利用条件	1 就労	2 緊急	3 私的 lý由 (具体的に)
Q2 対象児童の年齢	カ月 (歳) から		歳
Q3 保育期間	カ月 (年) 以内		
Q4 保育時間	午前	から	午後 まで
Q5 利用料 (免除)	円 (1 ある 2 ない)		
Q6 対象児童の定員	名		
Q7 市の委託事業	1 はい	2 いいえ	
国 の補助金	1 はい	2 いいえ	
Q8 担当保育者数	保育士	名	看護師 名
Q9 保育内容上の配慮点			
Q10 この事業の利点は	・親にとって	は	・子どもにとって
Q11 この事業の課題は	・親にとって	は	・子どもにとって
	・保育士の負担感 (強い 普通 あまりない)		
Q12 厚労省への希望			

(注: 調査内容の作成にあたって以下のインターネット情報を参照した。感謝の意を申し上げます。)

- 1) 「日光市休日保育事業実施要綱」 (平成 18 年 3 月 20 日)
- 2) 「田村市一時保育及び特定保育事業実施要綱」 (平成 18 年 4 月 1 日)

## 6. 結 果

### (1) 5 つの保育所の共通点

#### Q 1. 利用条件

親の就労が最も多く、結婚式に参加する親もいる。ゆっくりしたいという私的 lý由の親は一時保育の場合はいるが、他の場合はほとんどいなかった。

#### Q 2. 子どもの年齢

2 か月から小学校入学まで。

#### Q 3. 保育期間

病後児保育の場合は約 1 週間というのがあるが、他の事業は特になし。

#### Q 4. 保育時間

概ね午前 8 時から午後 6 時まで。

#### Q 5. 利用料

一日約 2 千円から 4 千円まで。免除制度がない。

#### Q 7. 市の援助

病後児保育所 2 か所は市の委託事業。その他の保育所は国の補助金を受けている。

#### Q 8. 担当保育者的人数

定員に応じた人数である。

## Q 9. 保育内容上の配慮点

調査対象のすべての方は以下のことに配慮していることがわかった。

### ア. 不安がる子どもの気持ちに寄り添って、一対一の個別対応

はじめて利用する子どもの場合には、特に今まで保育所や幼稚園での生活経験のない子どもの場合、保育室という空間、保育士や看護師という初めて出会った保育者という新しい人間関係に慣れるることは容易なことではない。初日に泣いたり、食わずにいて疲れて寝てしまった子どもも見られる。特に病後児保育の場合は、親に甘えたいという気持ちが強くて親と離れるときに親子共に涙を流してしまう場合も見られた。親子のこのようななつらさに共感して保育者は子どもと一対一のかかわりをとても丁寧に行っている。

### イ. 子どもとの信頼関係の形成を強く意識している

具体的な工夫としては、親が記入した面接内容（好きな食べ物、通っている保育園の園名など）を子どもとの会話の種にしたり、年齢に合うような遊具の配慮、散歩などを積極的に保育内容の中に組み込んでいる。

### ウ. 状況報告

子どもの様子について親と密な連絡を取り合っている。特に病後児保育の場合。

## Q 10. 事業の利点

### ア. 親にとって

- ・特にサービス業、介護事業、医療またはパートタイムや臨時職の親から「大変助かります」という声をよく聞く。
- ・「親がゆっくりしたいときに休日保育を利用してもいいよ」というように保育所から親に声をかけているが、実態としてそういう理由で休む親は今回の事例調査では少なかった。親も子どもとの時間を大切に考えていると思われる。
- ・病後児保育については、病院との密な連携、看護師が一緒に傍にいてくれることはとても安心できるという実態がわかった。

### イ. 子どもにとって

- ・年長児の場合は、初めのうちは不安がかなりあるが、慣れてくると遊びこめている姿が見られ、「また行きたい」という子どもの声を聞くこともある。
- ・病後児保育の場合は、看護師がいることの利点が大きい。それは病態変化に対する早期発見ができるほかに、保育士にとっても子どもに関する看護師の知識、技術、考え方を学ぶことができるにある。

## Q 11. 事業の課題

### ア. 親にとって

具体的な課題として挙げることがあまりなかった。筆者の「親育ちという視点から観てどうでしょうか」という問題提起に対して「そういう問題があるかもしれないが、そのことを強く意識していなかった。」という。ただし、一時保育の場合は、子どもが泣いているのを見てもあっさりしている親もいる。何日も泣いている子どもの気持ちを考えると本当にこれでいいのかなと思うときもあるという。

### イ. 子どもにとって

（子どもにとって親が一番である）

特に子どもが病気の時には親に甘えたいので親が看ることができるのが理想である。しかし、親が看ることができない状況が生じた場合は、なるべく子どもにしわ寄せがくることのないよう、「親の休日には子どもと家庭で過ごすようお願いします。」と呼びかけることにより、事業所の託児所でもこのことを確認

することができている。

(子どもの環境変化や人間関係の変化に対する不安という課題がある)

特に今まで保育所や幼稚園での経験のない子どもや病後児の場合は、最初は慣れるのに大変である。この問題を改善するために保育所は「慣らし保育」という考え方を親に伝えている。病後児保育の場合は、親も子どものことを心配しているので、予定より早く子どもを迎えていくこともある。

一時保育の場合は、通常保育の子どもとのトラブルがある時に「安全面」などに特に留意しないといけないことや、一時保育の子どもが多数いるときに通常保育の子どもにかわいそうな思いをさせることがある。

(保育士の負担感)

一時保育の場合は、利用者数が多いときに手が取られるのは確実で負担がある。ただ、職員同士で協力し合いうまくやりくりをしているのが実情である。休日出勤、延長保育による勤務の不規則などの問題の改善策として「職員同士でうまく調整しているので特に困るということを意識していない」とか「この仕事が好きだからやっている。利用者のことを考えると理解ができるので苦に感じていない」という実態がわかった。病後児保育の保育者は自分の健康管理も取り組んでいる。子育て支援が保育者の仕事の一部分であるという認識が既に浸透しており、改めて保育者のすばらしさを実感した。

Q12. 厚労省への希望

今までの取り組みは少人数保育だからできたことで、これから多くの子どもが利用するようになると、保育者の人員確保や物質的な環境整備が必要になってくる。今は事業を行っている施設の善意でやりくりをしている。このような事業を促進していくためには国からの補助金の援助がもっと必要である。

## (2) 保育所の独自な取り組み

### ①病後児保育について

ア. 利用者の年齢

0歳から小学校3年生まで、病気の回復期で安静が必要な子どもである。

イ. 利用時間

A園は8:00から18:00まで。B園は8:30から17:30まで。

ウ. 利用料金

2つの園も同じで一日は2,000円、半日は1,000円。給食制で子どもの体調に合わせたメニューを提供している。

エ. 利用方法

福祉事務所所長宛の「乳幼児健康支援一時預かり事業利用申請書」をもって医療機関を受診する。(A園は病院併設の保育所で同病院の医師の診断を利用日の朝に必ず受け、必要と判断された薬を追加する場合もある。利用中、子どもの体調変化に応じて親の了解の下、保育士や看護師の同伴で同病院での治療を受けることもある。病状管理の面で最善のサービスを受けているといえる。B園は保育園の併設病後児保育室であり、利用者のかかっている病院の診断と治療で病状管理をしている。利用中子どもの病状の変化に応じて看護師が親を呼んで病院に再診に行かせる場合もある。)→医師の診断後、申請書に医師の指示、署名をもらう。→予約制で来園する前に予約をする。→病後児保育室で受け入れ(初回利用:児童家庭調書、申請書、家庭連絡書が必要である。)

#### オ. 利用者の保育期間

子どもの病気によって3日間から1週間までの利用が多い。延長する場合は、A園は2週間まで、B園は特に制限をつけずに利用終了してもいいと判断したところで親に声をかけている。

#### カ. 利用者数と季節の特徴

平成19年度の利用者数はA園は405人でB園は31人であった。利用の多い季節は12月、1月、2月で5月、8月、9月の利用者数は少ない。感染症の流行った時期に利用者数が多いという特徴がある。

#### キ. 子どもの病気

風邪が多い。高熱、嘔吐、下痢など脱水症状にならないように特に留意している。稀に気管支炎、肺炎、骨折という病状の子どももいる。

#### ク. 課題

はじめての利用者については、子どもの個性に応じた保育を心がけるように神経を使っている。また、病気の急性期にある子どもや感染する可能性がある子どもも稀にみることがある。医師によって預かっていいという判断の基準が違う場合もある。来園児同士による感染症の伝染がある。

#### ケ. 子どもにとっての利点

知らない個人に預けるよりも専門家の個別保育を受けられること、また、この事業がなければ病後児でも大集団の中で過ごせざるをえないという現実がありうること。このようなことを考えると「子育て支援の実感がある」と保育者はいう。

### ③休日保育について

#### ア. 利用者の年齢

C園は2歳から小学校入学まで。D園は2か月から小学校入学まで。

#### イ. 利用時間

C園は午前7時から午後6時まで。D園は午前6:30から午後7:30まで。

#### ウ. 利用料金

C園は一日2,500円、3時間未満は1,500円。D園は一日4,000円、半日は2,000円。

#### エ. 申込

C園は登録制で利用したい休日の7日前までに休日保育利用申込書を提出する。「休日保育を受けた児童が休日保育のあった日の翌日から1週間の間に、休日保育の日数を原則的に平日に「お休み」とし、保護者が休みとなる日に予め合わせて計画設定されることが望ましいと思います」と明示したパンフレットなどを配布する。面接で家庭の状況や子どもの様子を聞き、子どものことを第一に思うように保育する旨を伝え、家庭の協力を求める。

D園は電話連絡の上、面接を行う。子どものために「慣らし保育」が必要である旨、「原則として、朝9時間30分までに登所してください」ということを保護者に伝える。このようなことからみてわかるように保育所は子どもの最善の利益を常に考えて、親の協力を求めている。

### ④一時保育について

#### ア. 利用者の親の特徴

病後児保育、休日保育の場合と大きく違うのは私的利用が最近多いこと。また、母親が就労し、普段子どもの保育を祖父母に頼んでいるけれども、祖父母の私的利用により一時保育を利用する場合の実例もある。平成19年

度の利用者数は延べ人数が 221 名であった。多い月に 35 人という利用実績もある。

#### イ. 利用料

1 日は 2,000 円、半日は 1,000 円。

#### ウ. 利用者の年齢

3 か月から小学校入学までである。

#### エ. 保育内容上の配慮点

0、1、2 歳児の場合は大半泣き続けることがよくあるので、無理に集団生活に入れないようにしている。その分、泣く子どもの保育をするために、通常保育の子どもたちをクラスの他の保育士に頼むことをしている。

#### オ. 事業の利点

一時保育を利用することにより親は保育園に关心を持ちやすくなり、一体となって子育て支援をしているという実感がある。また、生活習慣が形成されていない子どもは、通常保育の子どもたちの影響で自分でできることが増え、その結果、親が喜ぶ姿を保育士が見ることがある。大勢の子どもたちとすぐ溶け込む力が子どもにある。

#### カ. 事業の課題

0、1、2 歳児にとってかなりストレス。子どものかみつきなどの問題行動が見られ、親に家庭での様子を聞いていいかどうかに迷いがある。今は親も子も楽しむことが大事という風潮のなかで、昔のような親がとても苦労し、助けてくれた人に対する感謝の気持ちがあまりみられない。保育士は葛藤をもつていて、この流れについていくように頑張っている。

#### キ. 厚生労働省への希望

保育士の数を増やしてほしい。家から出てこれない家庭の支援策をもっと考えてほしい。

### ⑤延長保育について

延長保育の子どもたちは最初は寂しい顔をするが、すぐに割り切り特に問題を感じていない。ただ、保育園は親に「延長時間を過ぎないようにお願いします」と声をかけている。平成 19 年度の利用実績は 5,775 人であった。保育士は約 10 日間に一度、早朝保育や延長保育にあたっている。

## 7. まとめ

今回の調査の目的のひとつは地域におけるさまざまな子育て支援サービスや取り組みについて保護者や子どもの視点から、その実態を把握し、問題提起することにある。研究ノートでは子育て支援の柱となる特別保育事業を取り上げ、会津地域での実態を調べ、特別保育事業の利点と課題を実践事例を通して考えることにした。協力園の大変丁寧な協力の下で、次のようなことがわかった。①子どもの心身の発達という視点に立って考える場合は、特別保育事業は子どものニーズというよりも親のニーズである。保育所はどこまで子育て支援ができるかについて葛藤があり、見極めることが難しい。一方、親については、私的な理由によってこの事業を利用している親が少なく、もっと働きやすい社会になってほしいという要望が親にある。②保育所は子育てにおける親の役割を代理することができない。「親にはかなわない」「親が子どもにとって一番」と保育者はいう。保育者はこの認識をもった上で親子の笑顔をみることができるように微力でありながら最大の努力をしたい気持ちになるのである。筆者は協力園

の保育所のそれぞれの創意と工夫を聞いて、保育所は子どもの最善の利益、発達の保障に努め、親の良き理解者として、また医療機関とも連携を取りながら懸命に子育て支援に取り組まれていることを痛感した。保育者という職業の素晴らしさと保育者の質の高さに敬意をもってこの聞き取り調査を行った。調査を行う前に特別保育事業の課題として多くのことが挙げられるだろうと予測していたが、現場の声を聞き、子育て支援という側面が保育士の仕事の一部分として受け止められているという事実を知った。③目的のところで述べたように特別保育事業のどれもが費用がかかる。臨時職、パート職の家庭はこれらの事業をよく利用しているかどうかについては今後の研究課題として残されている。特別保育事業は個別対応が必要とされている事業なので人的配置、物理的な環境の整備などで必要な経費がかかる。保育所の努力だけでは少子化の流れを止めるのが難しいのではないだろうか。健康の保障、生活の保障、そして、自分の考えを聞いてくれる人がいるという人間関係の構築ができる時こそ、人は慈愛心があり、もっと子どもを産みたいという気持ちになるのではないかと個人的に考えている。政府に少子化改善の対策としては安心して働けるような社会づくりに努め、もっと企業に理解を求める取り組みをしてほしい。親にとって働きやすい社会になっていないという課題を抱えながらも保育所は今の子どもたちに何ができるのかを現実的に真剣に考えて、保育者のできる最大の努力をしているという実態がわかった。

最後に今回聞き取り調査にご協力をしてくれた5つの保育所の保育者の方々に深く感謝の意を申し上げます。

## 参考文献

1. 日光市休日保育事業実施要綱 (平成18年3月20日)
2. 田村市一時保育及び特定保育事業実施要綱 (平成18年4月1日)
3. 延長保育・一時保育の実践研究—保育所の保育内容に関する調査研究報告書— 平成16年度 (平成17年3月 日本保育協会)

# 「子どもへの聞き取り」

## ～子どもにインタビューする際の心構え・注意事項～

郡山女子大学短期大学部 講師 鈴木祥子

子育て支援の一層の充実に向けて、子どもの視点にも注目し聞き取り調査を行う場合、子どもにインタビューをする際の心構えや注意事項を挙げる。

はじめに、インタビュー法によるデータ収集として戈木クレイングヒル<sup>2)</sup>は、(1) 対象者の選定、(2) 前準備、(3) 依頼の手順、(4) インタビュー環境を整える、(5) 本番での作法、(6) リッチなデータを得るための方策、(7) インタビューが終わったら、(8) インタビュー法のトレーニングの項目を挙げている。

(1) は、インタビューを通して何を知りたいのか明確にして問い合わせることが重要であるということ。(2) は、対象者が決まって下調べを行う。(3) は、依頼は通常手紙で行い、インタビューの趣旨や所要時間、具体的にどんなことを聞きたいのか、なぜ聞きたいのか書く。加えて、結果をどのように公表する予定なのかなどを述べている。(4) は、インタビューは聞き手と語り手との共同作業であり、よいインタビューを取るためにには、質問する側もされる側もベストコンディションであることを述べている。

子どもを対象にインタビューをする際の心構えとして、インタビュー・スケジュールの構成について柴山<sup>1)</sup>は、よい口答データーを得るには、思いつきで質問するのではなく、入念に準備をした上でインタビューをしないと、自分が思っているようなデーターは取れない。具体的には、自分がインタビューする人にどんなことをどう語ってほしいのか、そのためにはどういう聞き方をしたらいいのか、どんなふうに尋ねたら自分が思っているようなことを語ってもらえるのかをあらかじめ考えて、準備する必要がある。自分が明らかにしたい課題を決め、そのために有効な質問と具体的な質問を準備する。子どもを対象とする場合には、絵本やカードの準備が加わることもあると述べている。絵本やカードを使ってインタビューすることによって、子どもは質問にも緊張をせずに遊び心をもって答えることができるものと思われる。

次に質のよいインタビューを取るためにには、あらかじめ友好的な人間関係が形成されていることが欠かせない。

聞き手と話し手との間の友好的な人間関係は、「ラポール (rapport)」と呼ばれている。エスノグラフィーの手法によるデーター収集では、調査者と研究協力者との間にラポールが形成されていることが特に望まれると論じている。

特に子どもにインタビューを実施する場合は、何度も子どもと一緒に遊んで顔見知りになることが望まれる。初対面の見知らぬ大人に聞かれてびっくりしてしまい、泣き出してしまう子もいて、うまく聞き取ることができないこともある。インタビューをする前に幾度となく訪問して一緒に遊ぶことによって、顔見知りになり緊張することなく平常心でインタビューに応じてくれるのではないかと思う。筆者も実際インタビューしたとき、何度も園に出向き顔を知ってもらい、子どもと一緒に遊ぶ気持ちで行ったことで、子ども達も緊張することなく答えてくれた。

また、インタビューを行う際に考えなければならないのは場所であり、子どもがリラックスできる静かな雰囲気の場所を選ぶことが大切である。幼稚園児や保育園児を対象とする場合は、園内の落ち着いて話せるような場所を選ぶと良い。インタビューをする前に、場所を確認しておくことも必要である。子どもが話しやすい位置や気が散らない向きなど、インタビューが始まつから後悔しないようにあらかじめ環境を確認しておくことが必要である。

子どもたちは、園内において仲間と楽しく活動をしている中でインタビューに応じてもらうことになるので、仲間の活動が気になることは当然である。そのためにも子どもの心理状態を把握して行うことが望まれる。

実際にインタビューを行う際の注意点としては、聞き取りの姿勢である。戈木クレイングヒル<sup>2)</sup> インタビューは一本勝負である。世界に1つしかないデータを収集するという意気込みが必要だと述べている。相手が子どもであることを意識して、最小限メモをとるが、聞き手に集中して話しやすいように、子どもの目を見てやさしくうなずきながら聞くことである。

子どもにインタビューをする際に注意点として。

- ① インタビュー時間は制限されていることから、質問項目を減らして、その分深いデータを収集できるようにする。
- ② 子どもの状況に応じて、質問の順番を変えるなど臨機応変に行う。
- ③ 予想しないことを反応したり、子どもの状況に応じて聞いてみたいことが出てきたときは、臨機応変に対応してもよい。
- ④ 質問の意味が理解できないときや話がそれたときは、軌道修正を行う。
- ⑤ 子ども（対象者）のプライバシーを尊重する。
- ⑥ 話を誘導しない。
- ⑦ 答えを制限しない。
- ⑧ 本音を語ってもらう。
- ⑨ 意味を勝手に推測しない。
- ⑩ 子どもに不快感のある聞き方をしない。
- ⑪ 子どもに悪い影響を与えない。
- ⑫ インタビューの相手が子どもである場合、インタビューの内容によっては、家族の了解も必要である。
- ⑬ 相手に合わせた服装で臨むこと。刺激を与えるような服装などは避けるなど配慮したい。
- ⑭ インタビュー後は礼状を出す。

以上、子どもに視点を向け、インタビューをする場合の心構えや注意事項を述べた。実際、子どもにインタビューをしても計画通りにはいかないこともある。子どもは遊びに夢中になり、集中してインタビューに答えてくれないということも考えられるので、前述したように、聞き手側は何度も園に足を運び、子どもに顔を知ってもらい十分にコミュニケーションをとることであり、緊張を与えないように子どもの心理状態を把握した上でインタビューに臨み、よいデータを取れるようにしたいものである。

#### 〈引用文献〉

- 1) 柴山真琴 子どもエスノグラフィー入門. (2006). 一技法の基礎から活用までー. 新曜社. 113-131.
- 2) 戸木クレイングヒル茂子. (2007). 質的研究方法ゼミナール 一グランデットセオリーアプローチを学ぶー. 医学書院. 21-4.6

## 取組みの経過等

「取組みの経過」

年 月 日	実 施 事 項
平成18年 8月31日	「福島県保育者養成校連絡協議会」に対し、調査共同企画・実施のための協力依頼。
11月6日	「福島県保育者養成校連絡協議会」の加入校を中心に、調査に賛同する学識経験者（5名）との共同研究として実施することとし、第1回の打合せを実施した。 なお、この席において当年度を含め2か年の事業として取り組むことを確認した。 内容 ア 調査テーマの再確認 イ 調査の進め方 ウ 今後のスケジュール
平成19年 2月19日	第1回調査研究会議 内容 ア 調査研究の名称を「福島県における子育ち・子育て支援に関する調査研究」とした。 イ 調査実施内容、方法、スケジュール ウ 調査項目による共同研究者の役割分担
7月31日	アンケート調査実施
10月18日	第2回調査研究会議 内容 ア アンケート調査結果及び調査結果の分析スケジュール イ 子どもに関する聞き取り調査
12月18日	第3回調査研究会議 内容 ア 子どもに関する聞き取り調査 イ 調査研究報告書の作成

「福島県における子育ち・子育て支援に関する調査研究 共同研究者名簿」

（順不同、敬称略）

氏 名	所 属 名	役職名	備 考
白 石 昌 子	福島大学人間発達文化学類	教 授	
原 野 明 子	福島大学人間発達文化学類	准教授	サブリーダー
音 山 若 穂	郡山女子大学短期大学部	講 師	リーダー
鈴 木 祥 子	郡山女子大学短期大学部	講 師	
郭 小 蘭	会津大学短期大学部	准教授	

社会福祉施設  
総合損害補償

迅速で丁寧、かつ適正なお支払い!!

# しせつの損害補償

## プラン1。施設の業務中事故賠償補償

### ▶補償金額

	基本補償(A)
対人賠償(1名・1事故)	2億・10億円
対物賠償(1事故)	2,000万円
受託・管理財物賠償 (期間中)	200万円
受託・管理財物賠償 現金(期間中)	20万円
人格権侵害(期間中)	1,000万円
身体・財物の損壊を伴わ ない経済的損失(期間中)	1,000万円
初期対応費用(期間中)	500万円
事故初期見舞費用 (1名につき)	死亡 10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 ※通算で10万円限度

### ▶年額保険料(掛金)

定 員	基本補償(A)
1~50名	25,000~ 52,600円
51~100名	59,100~ 85,100円
101~150名	88,600~ 102,600円
151~200名	104,100~ 110,100円
以降1名~ 10名増ごと	1,500円



ホームページでも内容を紹介しています。  
<http://www.fukushihoken.co.jp>

### 事故の円満解決のために!

施設内で利用者の方がケガをし  
てしまった場合、プラン1に加え、施  
設の責任の有無にかかわらず補償  
されるプラン2「施設利用者の傷  
害事故補償」にご加入いただくと  
万全です。

各プランも充実しています!!

## プラン3。施設送迎車搭乗中の傷害 事故補償

- 施設送迎車に搭乗中の傷害補償
- 施設の過失の有無は不問

## プラン4。施設職員の災害事故補償

- ①施設の労災上乗せ補償  
○労災加入職員等全員が対象
- ②施設職員の傷害事故補償
- ③施設職員の感染症罹患事故補償

## プラン5。施設の什器・備品損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

## プラン2。施設利用者の 傷害事故補償

### ▶補償金額

10口まで加入できます。

	1口あたりの補償額
死 亡 保 険 金	100万円
後 遺 障 害 保 険 金	死亡保険金額の3~100%
入 院 保 険 金(1日あたり)	800円
手 術 保 険 金	8,000円・16,000円・32,000円
通 院 保 険 金(1日あたり)	500円

### ▶年額保険料(掛金)

入所型施設利用者(定員1人1口あたり)	1,280円
通所型施設利用者(定員1人1口あたり)	960円

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします。

団体  
契約者  
社会福祉法人  
全国社会福祉協議会

取扱  
代理店

株式会社 福祉保険サービス  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763  
(引受幹事保険会社)株式会社損害保険ジャパン <SJ07-11870.2008.2.27作成>

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「勤産総合保険」)です。

安心を支えます

# ボランティア活動保険

ボランティア活動中のケガや賠償事故を補償

活動場所と自宅  
との往復途上の  
事故も補償

ケガのための  
入院を  
事故の日から  
1,000日まで補償

ボランティア自身の  
食中毒・熱中症・  
特定感染症もOK

天災タイプでは  
地震・噴火・津波による  
ケガもOK

保険料  
(掛金)

Aプラン	260円
Bプラン	420円
Cプラン	590円

天災危険補償タイプもあります。



## ボランティア行事用保険

地域福祉活動の一環として行うボランティアに関する行事におけるケガや賠償事故を補償！

- 行事参加者(主催者を含む)全員のケガを補償(往復途上も含む)
- 行事主催者の賠償事故も補償

## 福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャー等の活動中のケガや賠償事故を補償！

- 在宅福祉サービス  
(公的介護保険対象外サービスを含む)
- 地域福祉サービス
- 障害福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業 など



## 送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故等によるケガを  
補償！

- 送迎・移送サービス利用者を特定したプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したプラン

お申込み、ご照会は、あなたの地域の社会福祉協議会へ

社会福祉法人

全国社会福祉協議会

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一緒にして契約を行う団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

<http://www.fukushihoken.co.jp>

〈引受幹事保険会社〉日本興亜損害保険 株式会社